

桶田氏が監査理事として不適格であると考える主な理由

【1】 桶田氏には会員資格も監事資格もない

桶田氏はJAniCAの「監事」として行動していますが、JAniCAの定款では「監事は社員（会員）の中から選任する」と定められています（定款19条1項）。

そして、「JAniCAの社員（会員）になれるのは、アニメーターまたは演出家だけ」です（定款5条1項）。

桶田氏は、アニメーターでも演出家でもないので、JAniCAの会員資格も監事資格もありません。

従って、桶田氏は、たとえ理事会の議決があっても、JAniCAの監事になることはできません。

桶田氏は、即刻、JAniCAの監事としての活動から手を引くべきです。

【2】 桶田氏による芦田前代表理事の行為差止め仮処分申請

2010年6月2日、桶田氏はJAniCAの監事として、東京地裁に芦田前代表理事の行為差止めの仮処分を申し立てました。

監事ではない桶田氏が、監事としてJAniCAを代表してこのような法的手続をとることは、それ自体違法です。

しかしそれ以上に重大なことは、上記仮処分には正当な理由がなく、裁判所が認めるはずのないものだったことです。

桶田氏は、「2010年5月26日および5月31日、芦田前代表理事が理事会の決議に反し、文化庁に対してJAniCAは若手アニメーター育成プロジェクトを辞退したい旨を申し入れた」「これはJAniCAの名誉と信頼に回復不可能な方法で損害を与えるもの」などと主張して仮処分申請をしたのですが、この桶田氏の主張は虚偽に満ちています。

なぜなら、

1. 芦田前代表理事は、文化庁に対し、プロジェクトを辞退したいと申し入れたことはない。
2. 芦田前代表理事は、文化庁のプロジェクトが、現場で頑張っている若手アニメーターの生活向上に役立つものであるべきだとの信念から、当時進行中の計画（少数の中心メンバーに高額報酬がいくことなど）に疑問を感じ、計画の練り直しが可能かどうかを文化庁に問い合わせに行っただけ。
3. このような芦田前代表理事の行動は、当時の6人の理事のうち5人に支持されていた。
4. このような芦田前代表理事の行動は、国の補助金を若手アニメーター育成の目的のため有効に使いたいという真摯な動機によるものでありJAniCAの名誉と信頼をむしろ高めるものである。

と言えるからです。

従って、桶田氏の申請した仮処分は、正当な理由がないものとして裁判所に認められなかった可能性が高いのですが、桶田氏は2010年6月6日の理事会で申請が「受理された」ことをあたかも「仮処分決定を得た」かのように紹介した上、「文化庁が芦田を理事から下ろさなければ金を出さないと言っている」と、再び虚偽の説明をして、芦田前代表理事を辞任に追い込んだのです。

そして、桶田氏は、芦田氏の理事辞任によって目的を達したとみるや、裁判所で負けの判断をされる前に、仮処分申請を取り下げたのです。これが弁護士のことでしょうか。以上のような、桶田氏の嘘で塗り固めた仮処分申請によって、JAniCAは回復不能なまでに分裂させられてしまいました。

これはアニメ業界の大いなる被害であり、損害です。

【3】 相反する役職を同一人物が行う本末転倒

桶田氏は「監事」ということですが、文化庁のプロジェクトでは、実質的に業務の最高責任者です。そんな人物が組織の不正や違法性をチェックする監事でもある。とても不思議な事です。

もし、文化庁事業において不正や違法性があった場合、公正な監査ができるとは思えません。実際、桶田氏の代わりに監査の役割を果たしていたのは芦田前代表理事だったのです。また我々の知る限り、文化庁事業における会計監査も設置されていません。二億を超える大きな事業の会計監査もまた桶田氏が担当するのでしょうか？

このような桶田氏をこれ以上監事の地位に置き続けることは到底できません。

よって、桶田監查理事の速やかな辞任を要求します。

2011年2月26日

日本アニメーター・演出協会理事

高林 久弥
ふくだのりゆき
吉田 大輔